

すっきりわかる！ 最新『時事問題』

テーマ1 日韓関係

㊟ 徴用工訴訟問題

- ① 第二次世界大戦下に強制労働させられた朝鮮人への賠償問題
- ② 日韓請求権協定（1965年）で解決済みのはず？
 - ・（韓国）韓国の大法院が新日本製鉄に対して賠償命令。
 - ・（日本）日韓請求権協定に基づく仲裁手続きを要求。

㊟ 従軍慰安婦問題

- ① 河野談話（1993年）
 - ・河野洋平官房長官が慰安婦の問題について韓国側に謝罪。
- ② 村山内閣がアジア女性基金への運営費協力を表明（1995年）
- ③ 慰安婦問題の日韓合意（2015年12月）
 - ・日韓間の慰安婦問題の最終的かつ不可逆的な解決を合意。
- ④ 韓国が日韓合意を再検討（2017年5月）
 - ・文在寅大統領が安倍晋三首相に日韓合意の再検討を示唆。
- ⑤ 韓国の大法院が日本政府に慰謝料支払いを命じる（2021年1月）

㊟ 日韓関係の悪化

- ① 韓国をホワイト国から除外（2019年7月）
 - ・貿易管理上の優遇処置を受けられるホワイト国のリストから韓国を除外。
- ② 韓国がGSOMIA破棄（2019年8月）→撤回
 - ・韓国が日本との軍事情報に関する包括的保全協定GSOMIAの破棄を宣言。
 - ・協定失効直前で破棄を撤回。

テーマ2 コロナ関連

㊦ 新型インフルエンザ等対策特別処置法1

① 緊急事態宣言

- ・ステージ4（感染爆発相当）。
- ・都道府県単位。
- ・期間は2年以内。
- ・罰則 → 30万円以下の過料。
- ・政府対策本部長は緊急事態宣言および解除の旨を国会に報告。
- ・飲食店への対応→時短要請・命令可／休業要請・命令可。

② まん延防止等重点措置

- ・ステージ3（感染急増相当）
- ・知事が指定する市区町村や一部地域。
- ・期間は6ヶ月以内。
- ・罰則 → 20万円以下の過料。
- ・飲食店への対応 → 時短要請・命令可／休業要請・命令不可。

㊦ 新型インフルエンザ等対策特別処置法2

① 厚生労働大臣の状況報告 → 内閣の閣議 → 政府対策本部設置

- ・内閣総理大臣は設置、期間、場所等を国会に報告。

② 運航制限の要請

- ・厚生労働大臣は来航を制限するように要請することができる。
- ・政府対策本部長は緊急の必要があると認める時は**当該特定船舶等の来航を制限**することができる。

③ 医療等の実施の要請

- ・都道府県知事 → 医療関係者へ要請。
- ・都道府県知事 → 医療施設の提供。

④ 不要不急の外出をしないことを要請できる。

⑤ 多数の者が利用する当該施設の制限、停止を要請することができる。

⑥ 金銭債務の支払い猶予。

- ・内閣 → 緊急事態において、金銭債務の支払いの延期を政令で制定可。

㊦ 感染症法

- ・入院を拒否、入院先から逃亡 → 50万円以下の過料。
- ・保健所の積極的疫学調査の拒否 → 30万円以下の過料。

四 特別定額給付金（2020年）※2021年5月申請期間終了

- ① 経費
 - ・国が補助／実施主体は市区町村。
- ② 支給額
 - ・給付対象者につき10万円の支給。
- ③ 給付対象者
 - ・基準日において住民基本台帳に記載されている者。
→ 基準日 → 令和2年4月27日／外国人を含む。
- ④ 受給権者
 - ・該当世帯の世帯主。
- ⑤ 課税
 - ・非課税。

五 持続化給付金（2020年～2021年）※2021年4月現在申請期間終了

- ① 経費
 - ・国が補助。
- ② 支給額
 - ・中小法人 → 200万円以内／個人事業主 → 100万円以内
- ③ 給付対象者
 - ・資本金の額又は出資の総額が**10億円未満**であること。
 - ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する**従業員の数が2,000人以下**であること。
 - ・**2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。**
 - ・2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。

＜給付対象外とその例外＞

 - 1、国、法人税法別表第一に規定する公共法人。
 - 2、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者。（ただし、個人事業主は除く）
 - 3、**政治団体。**
 - 4、**宗教上の組織若しくは団体。**
 - 5、(1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者。

テーマ3 キャッシュレス決済

一 政府が掲げるキャッシュレス化の目的と目標

- ① 政府が掲げるキャッシュレス化の目的
 - ・現金発行のコストを下げる。
 - ・外国人観光客の消費を促す。
 - ・消費の動きをデータ化する。(ビックデータ)
 - ・税金の正確な徴収とコストの削減をめざす。
- ② 政府が掲げるキャッシュレス化政策や目標。
 - ・2025年までにキャッシュレス決済40%を目指す。
 - ・キャッシュレス決済で消費税最大5%減税。

二 様々なキャッシュレス決済方法

- ① IC決済
 - ・ICチップが埋め込まれたカードに現金をチャージして使用するもの。
 - ・スマホの端末に現金をチャージして使用するもの。
(例) スイカ、iD、nanaco
- ② QRコード決済
 - ・QRコードをスマホで読み取り決済する方法。
→ あらかじめ現金をデータとしてチャージしておく方法が主流。
(例) PayPay、LINE Pay
- ③ 磁気を使用した決済
 - ・クレジットカードなど、磁気を使用した決済方法。引き落としによる事後決済が基本。

三 キャッシュレス決済の問題点

- ① 決済における個人情報保護の問題
 - ・個人情報を提供された企業が個人情報を管理できるか。
- ② セキュリティーの問題
 - ・QRコードの不正詐欺問題。
 - ・不正出金の問題。
→ 2020年、ドコモ口座から不正出金。

テーマ4 デジタル庁

① デジタル庁の設置

- ・2021年5月のデジタル改革関連法の成立をもって2021年9月に設置。

② デジタル庁の基本原則

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1. オープン・透明 | 2. 公平・倫理 | 3. 安全・安心 |
| 4. 継続・安定・強靱 | 5. 社会課題の解決 | 6. 迅速・柔軟 |
| 7. 包摂、多様性 | 8. 浸透 | 9. 新たな価値の創造 |
| 10. 飛躍・国際貢献 | | |

③ 2021年、新重点計画を発表

- ・デジタル改革、規制改革、行政改革の一体的な推進を挙げる。

④ マイナンバーカード

- ・マイナンバーカードを健康保険証として利用可能に。

⑤ デジタル庁の組織構成

- ・内閣直属として組織の長は内閣総理大臣であり、それを補佐する形で大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監、デジタル審議官等をおく。
- ・CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を、民間問わず広く採用。
- ・民間との相談窓口として、地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置。
- ・内閣直属のデジタル庁は他の省庁に是正、勧告できる強い権限がある。

テーマ5 SDGs（エス、ディー、ジーズ）

☐ SDGs（Sustainable Development Goals）の概要

① 持続可能な開発目標

- ・人類が住み続けられる環境を維持しつつ開発していこうとするもの。

② 国連で採択

- ・2015年9月の国連サミットで採択。
- ・国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成が目標。

☐ SDGs が掲げる 17 のゴール

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 貧困をなくそう | ② 飢餓をゼロに |
| ③ 全ての人に健康と福祉を | ④ 質の高い教育をみんなに |
| ⑤ ジェンダー平等を実現しよう | ⑥ 安全な水とトイレを世界中に |
| ⑦ エネルギーを皆に、そしてクリーンに | ⑧ 働きがいも経済成長も |
| ⑨ 産業を技術革新の基盤をつくろう | ⑩ 人や国の不平等をなくそう |
| ⑪ 住み続けられるまちづくりを | ⑫ つくる責任つかう責任 |
| ⑬ 気候変動に具体的な対策を | ⑭ 海の豊かさを守ろう |
| ⑮ 陸の豊かさを守ろう | ⑯ 平和と公正を全ての人に |
| ⑰ パートナリシップで目標を達成しよう | |

☐ 日本の SDGs への取り組み

- ① 2016 年第 1 回「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合」が開催
・ **内閣総理大臣**が本部長。
・ 日本における SDGs の具体的な施策が決定
- ② 2019 年「SDGs アクションプラン 2020」を発表
 - 1、SDGs と連携する「Society（ソサエティ）5.0」の推進。
→ 2017 年に経団連が発表した SDGs を実現するためのコンセプト。
 - 2、SDGs を原動力とした地方創生、強靱かつ環境にやさしい魅力的なまちづくりへ。
 - 3、SDGs の担い手として**次世代・女性のエンパワーメント**。

テーマ6 ロシアのウクライナ侵攻

一 NATOとウクライナ

① NATOの拡大

- ・ソ連崩壊前は16カ国であったNATOが30カ国に拡大。
- ・ウクライナのNATO加盟希望によりロシアとの緊張関係が悪化。

② ウクライナの非核化

- ・1992年には戦略兵器削減条約（START）の「リスボン議定書」署名。
- ・NPT（核兵器不拡散条約）に加盟。
- ・ウクライナの核兵器放棄がロシアの侵略につながったのではないかと議論が日本で浮上。

二 クリミア併合とウクライナ侵攻

① 2014年ウクライナ領のクリミア半島が独立を宣言し、ロシアが併合

② 2022年2月ロシアがウクライナに侵攻

- ・NATO軍は出撃せず。

③ 国際連合の動き

- ・国連の安全保障理事会はロシアの拒否権により機能せず。
- ・安保理理事国9カ国以上の要請で開かれる国連総会緊急特別会合が40年ぶりに開催され、ロシアを非難。

④ 米国、EU、日本始めG7諸国や主要国が密接に協調・連携して、ロシアとベラルーシに対して強力な制裁を発動

- ・ロシアの主要銀行を銀行間国際決済ネットワークである国際銀行間通信協会（SWIFT）から排除。

テーマ7 東西冷戦

一 東西冷戦とは

① 1945年以降の西側の資本主義陣営と東側の陣営による政治、経済、軍事の対立

- ・実際の戦争（熱戦）ではなく、対立緊張関係が続いたため、冷戦と呼んだ。
- ・米ソは実際の戦争をしていないが、朝鮮戦争やベトナム戦争など各地で代理戦争が勃発。

② 対立軸

- ・(政治) 西：トルーマンドクトリン VS 東：コミンフォルム
- ・(経済) 西：マーシャルプラン VS 東：COMECON
- ・(軍事) 西：NATO（北大西洋条約機構） VS 東：WTO（ワルシャワ条約機構）

㉒ 東西冷静の一時雪解け

① 朝鮮休戦協定（1953年）

② ジュネーブ4巨頭会談（1955年）

- ・(米) アイゼンハワー、(英) イーデン、(仏) フォール、(ソ) ブルガーニン

③ ソ連のフルシチョフ書記長のスターリン批判

- ・スターリンは「個人崇拜を伴った専制政治」とであると批判。

④ 米ソ首脳会談（1959年）

- ・(米) アイゼンハワー、(ソ) フルシチョフ
- ・キャンプデービッド精神

㉓ 東西緊張関係再び

① キューバ危機（1962年）

- ・ソ連がキューバにミサイル基地を建設。
- ・(米) ケネディ大統領がキューバ海上を封鎖。→核戦争の危機へ。
- ・ソ連がキューバのミサイル撤去を条件にアメリカがキューバへの不侵攻を表明。
→ 戦争は回避された。

② ベトナム戦争が本格化（1965年）

- ・北ベトナム軍の米軍攻撃疑惑が浮上し、ベトナム戦争が本格化。

③ ソ連のアフガニスタン侵攻

㉔ 冷戦終結

① ソ連の書記長にゴルバチョフが就任（1985年）

- ・ペレストロイカにより、市場原理の一部導入し、複数政党制を導入。
- ・情報公開制度であるグラスノスチを導入。

② ベルリンの壁崩壊（1989年）

- ・東西ドイツ統一

③ マルタ会談（1989年）

- ・地中海のマルタ島でアメリカのブッシュ大統領とソ連のゴルバチョフ書記長により冷戦が終結。

④ ソ連解体（1991年）

- ・アルマアタ宣言によってソ連が解体し、CIS（独立国家共同体）へと移行。